

新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第34号

新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例施行規則（平成12年新潟県規則第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(使用の許可の期間等) 第3条 条例第6条ただし書の規定により、許可の期間を3年以内としないこととする場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) (略) (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号） <u>第2条第8号</u> に規定する <u>一般送配電事業、同条第10号に規定する送電事業又は同条第12号に規定する特定送配電事業のために使用する</u> 場合 (3)～(5) (略) 2 (略)	(使用の許可の期間等) 第3条 条例第6条ただし書の規定により、許可の期間を3年以内としないこととする場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) (略) (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号） <u>第2条第5号</u> に規定する <u>特定電気事業の用に供する電線路及びその附属設備を設置するために使用する</u> 場合 (3)～(5) (略) 2 (略)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。